

【報告一】

## 江戸城門の内と外

\*松尾 美恵子

はじめに

松尾でございます。今日は「江戸城門の内と外」というテーマで報告させていただきます。原さんや米山さんの前座の報告でございます。どうぞよろしくお願い致します。

丸の内

現在の丸の内というエリアは、江戸時代どこいうところだったのか、それが私に与えられたテーマです。ところが江戸時代、江戸に「丸の内」という地名は、正式には存在しないのですね。通称としてはあったのですが、史料にもあまり出てきません。目に触れたひとつふたつを見ておきたいと思いますが、「丸の内きよろりきよろりと田舎者」、これは『柳多留』、川柳をあつめたものでている句です。丸の内できよろきよろしている様子から、おのほりさんだとわかる、という意味だと思います。丸の内は江戸の名所だったんですね。

それから、「史料一」をご覧ください。これは幕末に活躍した川路<sup>かわじ</sup>聖謨<sup>せいま</sup>という幕臣、江戸開城が決まった日に自決した人ですけれども、この人の随筆に「遊芸園随筆」というのがあって、その中の一節を挙げてみました。これは丸の内に盗賊が多いという、ちよつと面白

い話です。語り手は榊原主計頭という当時七十一歳の老人、彼が子供の頃の師匠で懇意にしていた能勢河内守という人が、ある執政の屋敷に出かけて一執政というのは老中のことですが一話をしていて夜遅くなりました。老中は能勢河内守に、「飯田町の辺りは物騒だからもうお帰りなさい」と言いました。能勢の屋敷は飯田町、現在の飯田橋のあたりにあったでしょう。すると能勢は「丸の内こそ物騒です。その他の処は物騒ではありません」と言うので、老中は不思議に思つて「何故か」と問うと、能勢は「丸の内には盗賊が多いからです」と答えました。「丸の内に盗賊が居るはずもない」と老中が言いますと、「いや、昼も横行して歩いて歩くのも怖い」と言うので、老中は「そんなことは火附盗賊改の報告にもなく、疑わしい」と言いますと、能勢は「あなたはまだお解りになりませんか。そのようにおっしゃるお方からして物取りで、その他にも多くの盗賊が横行しています。」と言つたということです。語り手の榊原主計頭は「よくぞ言つたものだ」と、「本当に狂直な人だと驚いた」というお話です。能勢河内守（頼忠、小性・小納戸・御先鉄炮頭を

\*客員教授

歴任。安永三年没」という人が老中たち、幕府の要人を指してですね「盗賊」と言ったと。能勢を評する言葉として、「狂猥」とか「狂直」という言葉を使っておりますが、これは人並み外れて剛直、心が強いと申しましょうか、権勢を恐れないことを意味していると思います。これは賄賂の横行した田沼時代のことを言っているのかも知れません。相手の老中はこのときどういう顔をしたでしょうか。

この話は、丸の内には老中など幕府要人の屋敷が多かったことを表しております。後で申しますけれど、それは西の丸下というエリアです。

### 御曲輪内

さて、丸の内が正式な地名ではなかったと先ほど申しましたが、この言葉は城郭の「郭内」を意味しています。「郭」というのは、辞書を引いてみますと、「一定の地域を限り、その周囲と区別するために設けた囲い」とあります。城や砦の周りに築いた石垣や土塁で区切られた範囲を指します。また遊郭の吉原のように、周りを囲われ、多くの遊女屋が集まっている一定の区域も「郭」といいます。

江戸城の場合は堀で囲まれた範囲を「御曲輪内」といっております。しかし江戸城の郭内、御曲輪内は時代によって変遷があります。まず初期の郭内の範囲を見てみましょう。画像をお願いします。図1の「武州豊嶋郡江戸庄図」をご覧ください。この絵図は寛永九年

(一六三二)に刊行された、とされる有名な江戸図です。先程竹内館長から五〇年後には天守閣を、というお話がございましたが、本丸に天守閣が描かれています。二の丸・三の丸それから西の丸もあります。この三の丸の範囲はのち西の丸下になります。先程申しました、幕府要人の屋敷などが立ち並んでいた区域、今の皇居前広場のあたりです。大手門の内側のエリアがのち三の丸となります。これらを取り囲む堀の内側が郭内です。先程小澤室長も言われましたけれども、城の東側の大手前、それから大名小路。これは当時からそういうふうに言ったかどうかは実ははっきり分かりません。それから北側の北の丸。西側の吹上。この範囲が郭内です。吹上には御三家等の屋敷があります。明暦の大火の後、これらの屋敷は郭外に出されることになりました。そして本丸と吹上の間に紅葉山が描かれております。ここには家康を祀る東照宮を始め、歴代將軍の靈廟が設けられました。

この絵図を見ますと外堀はまだ出来ておりません。堀に橋が架けられていますけれども、その名前ものちのものとは大分違っております。例えば呉服橋と後に言ったのが後藤橋。常盤橋は当時大橋。大炊殿橋(近くに土井大炊頭利勝邸)がのち神田橋。それから、御成橋は後に幸橋というふうになります。

橋には城門が建設されましたが、まだ建設途上でした。江戸城の城門は後でも申すけれども多く枡形になっていました。この図では四角で表されております。よく見ると御成橋(幸橋)にはまだ門が出来ていません。外堀が出来るのはそれから数年後、寛永十三

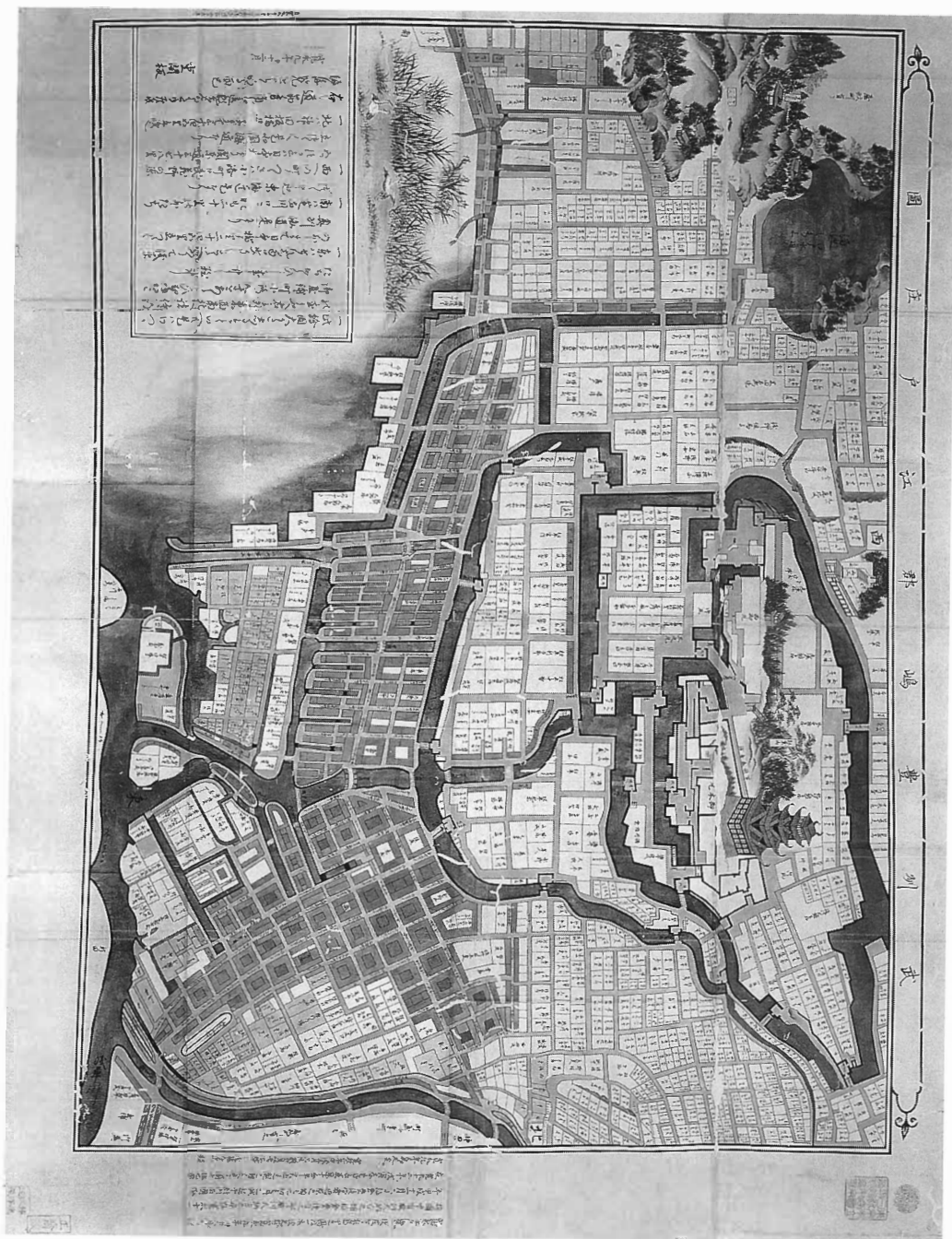


図1 「武州豊嶋郡江戸庄図」(都立中央図書館原蔵)(89900002)

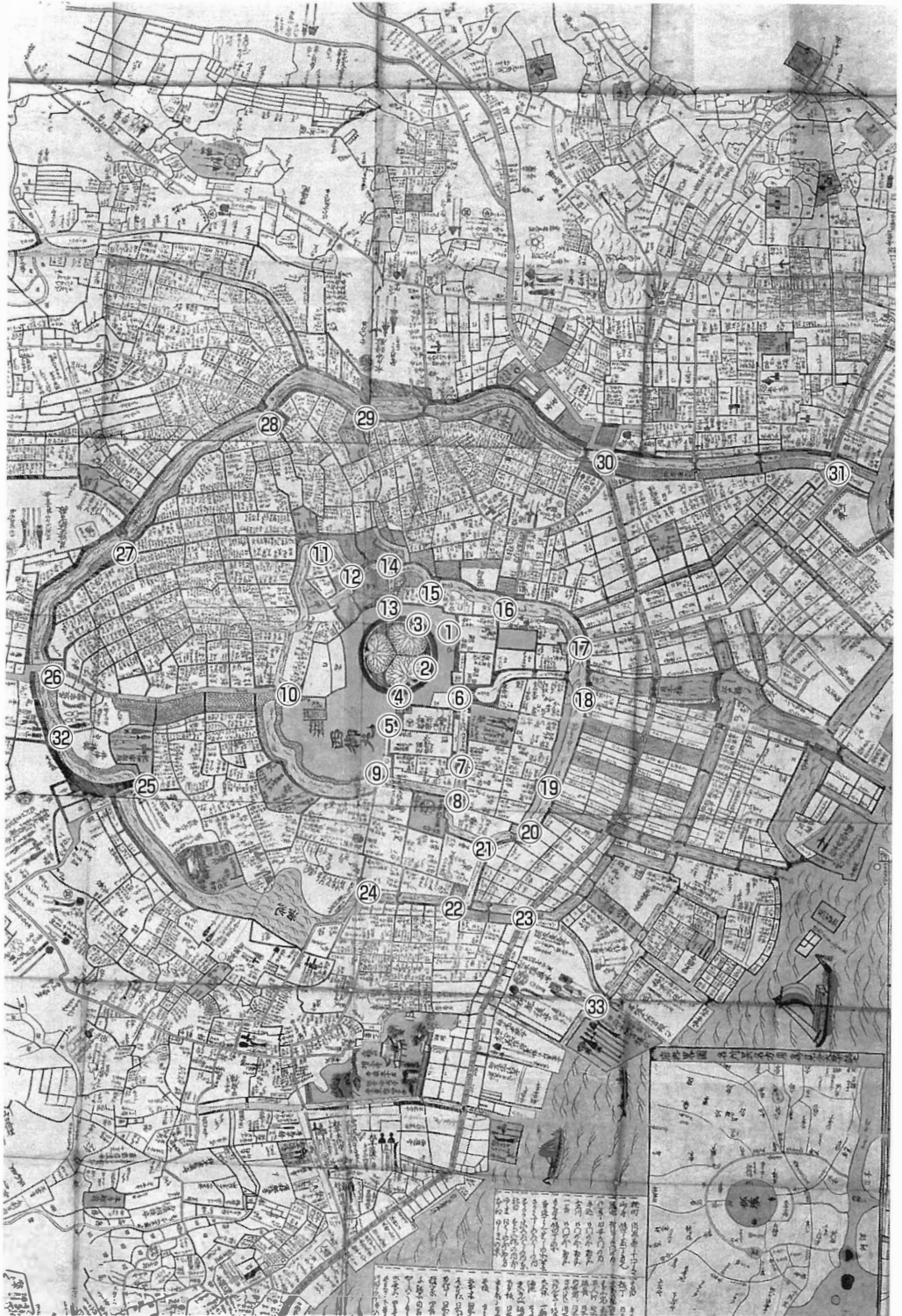


図2 元禄の江戸図と門の配置 「江戸図正方鑑」〈87201227-1〉

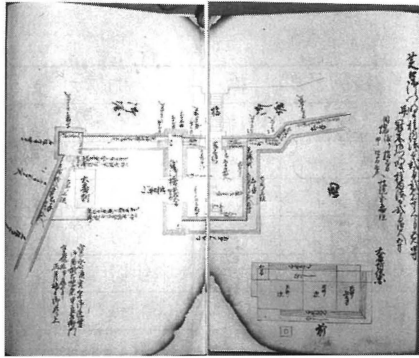


図3 「御城外郭御門絵図并大番所絵図」  
(89211060)のうち、芝口門の図

### 江戸城門と見附

年（一六三六）に外曲輪、外堀が出来ます。これによってそれまでの御曲輪内、郭内が拡大します。その全体の様子を図2で示しました。これは元禄六年（一六九三）の絵図ですが、郭内の範囲は寛永十三年以降基本的には変わってはいません。そして御曲輪内はですね、内堀に囲まれた内曲輪、外堀に囲まれた外曲輪に分かれることになります。つまり江戸城とその城下は「城内」と「内曲輪」と「外曲輪」、さらに「郭の外」という四つに分かれます。そしてそれぞれの区域、城内と内曲輪、内曲輪と外曲輪、外曲輪と郭外をつないでいたのは橋と城門でした。

本題に入っていきます。江戸城の城門がいくつあったかということですけども、図2の①大手門②内桜田門（現桔梗門）

③平河門④坂下門⑤西の丸大手門は城内に入る門です。⑥から⑳までが内曲輪の門、㉑から㉓までが外曲輪の門です。このうち㉑の芝口門は、宝永七年（一七二〇）に建設され、享保九年（一七二四）に焼けて撤去された今の銀座八丁目辺

りにあった門です。図3をご覧ください。これは当館に所蔵されております曲輪の門と番所の絵図「御城外郭御門絵図并大番所絵図」です。その内の芝口門の図面です。堀があり、橋がかかり、江戸城門の中でも最大級の枳形であったことがわかります。枳形というのは、敵の侵入を妨害したり、遮断するために考え出された城門の形で、橋を渡ったところに二の門（高麗門）を建て、そこを四角に囲って、右か左の面に一の門（槽門）を建てました。江戸城の主要な門は、表1（図2の記号と対応）に見るように、ほとんど枳形形式になっています。㉑の浜御殿の入り口の浜大手も枳形門です。㉒の喰違いは、土塁を前後にずらし、門を構えない、他とは異なる形式でした。

江戸城門の数を「三十六見附」といい、どれをあてるか、いくつかの説がありますが、見附というのは門番が置かれていて、往來する人を見張っていた内曲輪門、外曲輪門（喰違いを含む）のことをいったと考えております。なお㉒四谷門は甲州道中、㉓筋違門は中山道、㉑浅草門は奥州道中と、外曲輪門のいくつかは主要な街道と接続していました。

城内にも多くの門がありました。口絵3は当館所蔵の「惣郭御内之図」に門の位置をイロハの記号で示したものです。すべての門を網羅しているわけではありませんが、おおよそのことはおわかり頂けると思います。表1の記号と対応していますので併せてご覧下さい。以上の門・見附を数えると合計五十三になります。

表1 江戸城の門

	門の名	橋	門構え		門の名	橋	門構え	
城内に入る門	①大手門	木橋	外柵形・右折	城 内 曲 輪 外 曲 輪 浜御殿	④大手三之門	木橋	内柵形・左折	
	②内桜田門	土橋	外柵形・右折		⑤中之門		中仕切・左折	
	③平河門	木橋	外柵形・右折		⑥中雀門		内柵形・右折	
	④坂下門	土橋	外柵形・右左折		⑦新門		中仕切・直	
	⑤西丸大手門	木橋	外柵形・直		⑧寺沢門		中仕切	
内 曲 輪	⑥和田倉門	木橋	内柵形・左折		⑨蓮池門	土橋	(柵形)・右折	
	⑦馬場先門	木橋	内柵形・右折		⑩銅門		内柵形・左折	
	⑧日比谷門	土橋	外柵形・右折		⑪汐見坂門		(柵形)・右折	
	⑨内桜田門	土橋	外柵形・右折		⑫上梅林門		(柵形)・右折	
	⑩半蔵門	土橋	内柵形・右折		⑬下梅林門	木橋	外柵形・左折	
	⑪田安門	土橋	内柵形・右折		⑭不浄門		(平河門柵形内)	
	⑫清水門	橋台木橋	外柵形・右折		⑮北桔橋門	土橋	外柵形・左折	
	⑬竹橋門	木橋	外柵形・右折		⑯西桔橋門	土橋	内柵形・左折	
	⑭雉子橋門	土橋	外柵形・左折		⑰西丸中仕切門		中仕切・直	
	⑮一ツ橋門	木橋	内柵形・右折		⑱西丸書院前門	木橋	外柵形・直	
	⑯神田橋門	木橋	内柵形・右折		⑲西丸裏門		中仕切・直	
	⑰常盤橋門	木橋	内柵形・右折		⑳大田門		(柵形)・右折	
	⑱呉服橋門	木橋	外柵形・直		㉑山里門	土橋	外柵形・左折	
	⑲鍛冶橋門	木橋	外柵形・直		㉒吹上門	土橋	外柵形・左折	
	外 曲 輪	⑳数寄屋橋門	橋台木橋		内柵形・左折	㉓紅葉山下門	木橋	(柵形)・右折
		㉑山下門	土橋		外柵形・直			
		㉒幸橋門	橋台木橋		外柵形・左折			
		㉓芝口門	木橋		内柵形・右折			
		㉔虎ノ門	土橋		内柵形・左折			
㉕赤坂門		土橋	内柵形・右折					
㉖四谷門		土橋	内柵形・右折					
㉗市ヶ谷門		橋台木橋	内柵形・直					
㉘牛込門		橋台木橋	内柵形・右折					
㉙小石川門		木橋	内柵形・右折					
㉚筋違門		木橋	内柵形・右折					
㉛浅草門	木橋	内柵形・右折						
㉜喰違	土橋	筋違・左折						
浜御殿	㉝浜大手門		外柵形・左折					

この表は歴史群像名城シリーズ『江戸城』(学習研究社)第5章「江戸城の諸櫓・諸門」(松岡利郎氏)掲載の「江戸城の門一覧表」を参考にして作成した。ただし城内の門の一部を省略。松岡氏の表は、郭の内側に囲った柵形を「内柵形」、外側に突き出して囲った柵形を「外柵形」とし、変形の柵形を括弧で示されている。これに従った。

## 城門警備と火防

幕府はこれらの城門を警備する守衛を配置しました。ごく初期の門番については不明な点が多く、今後の検討課題ですが、明暦の大火で焼失した江戸城が再建された万治二年（一六五九）が、門番制度のひとつの画期を成しているようです。外曲輪の門にはそれまで門番は置かれておりませんでした。この後置かれることになりました。表2に見るように、大名や旗本が諸門に配置されています。

続いて図4をご覧ください。これは江戸博が所蔵しております「江戸御見附略図」という刷り物です。門番の配置と、奉行や火消の名前が記されています。部分的に見てみましょう。内桜田門には内藤能登守と松平伊豆守が配置されています。共に七万石の大名です。左下は浜御殿の門、浜大手ですけれども、この門は他の門とは向きが反対です。江戸城の方から見る形ですね。ここには戸田隼人と水野監物という旗本が配置されています。ほかを見るのは省略しますが、表3はこの「江戸御見附略図」の門番の記事を表にしたものです。他の資料も参考にしながら作りましたが、人々の名前から調べてみますと、安政元年（一八五四）から翌年にかけてのものであるということが分かりました。欄外に「毎月改」とあるので、毎月改訂版が作られて、売られていたようです。どういふひとがどういふ目的で求めたのかわかりませんが、「武鑑」のように江戸土産として売られていたのかもしれない。

城内にはいる門、大手門、内桜田門、西の丸大手門と、内曲輪の門、外曲輪の門に、門番が二人ずつ配置されていたことがよく分か

る資料だと思えます。ここに記載されていない城内の門は幕府直属の、軍事や防衛を担当する番方の旗本や御家人が守っていました。例えば下乗門の大手三之門では百人組が、本丸の入口の中之門は、御先手が、本丸御殿の玄関前の中雀門は書院番という將軍の親衛隊が守っておりました。

次に門番の仕事を見ておきたいと思えます。「史料2」〔御触書寛保集成〕八四七）をご覧ください。これは享保六年（一七二二）に規定されました門番の勤め方の史料です。全文を載せました。ここで注意を払いたいのは定書が四つのパートに分かれていることです。（一）は城内に入る門、大手門、内桜田門、それから西の丸大手門の、三つの門を守っている門番に宛てているものです。（二）は内曲輪の門番。（三）はですね、これは（二）と同文で、浜御殿と馬場曲輪の番、馬場曲輪とは、北の丸の事をいったようです。それから（四）は外曲輪の門番に対するものです。

この史料によって、城内に入る門と内曲輪と外曲輪の門の区別が良く分かると思えます。但し定書（さだめがき）の内容はそれ程度遠っているわけではありません。門番の交代時の注意事項や將軍が門を通る時の心得、火事の際の心得、近所で喧嘩口論があったときや、病人や怪我人の処置。それからお堀に人が落ちたときにはすぐ引き上げるようにとか、番所の火の用心、周囲の掃除に心がけなさいということなど、だいたい同じです。

違っているのは線をひいたところです。その部分だけ見ていきましょう。（一）の城内に入る門、大手門と内桜田門と西の丸大手門

表2 万治2年外郭諸門の門番

門	門番	居所、領知	知行高	門番	居所、領知	知行高
虎御門	遠山久大夫友貞	美濃苗木	10,500余	一柳主膳直治	伊予小松	10,000余
御成橋	一柳縫殿助末礼	播磨小野	10,000	青木甲斐守重兼	摂津麻田	10,000
数寄屋橋	伊東民部長貞	備中岡田	10,300余			
筋違橋	土井小左衛門利益	常陸・下総国内	10,000	堀弥太郎通周	常陸・近江・安房・上総国内	12,000
浅草	内藤三之助忠吉	志摩国内	3,000	三浦但馬守共次	下総・下野・安房国内	5,000
小石川	堀五郎左衛門直延	上総・下総・常陸国内	3,000	秋元千之助時朝	上総国内	3,000
牛込御門	渡辺半三郎清綱	相模・上野・上総国内	3,700	高力左京政房	肥前国内	3,000
市谷	上野八郎左衛門義當	三河国内	7,000	神保左京茂明	大和国内	7,000余
四谷	花房大膳職重	備中国内	7,220余	松平志摩守信重	播磨国内	5,000
赤坂	秋田淡路守季久	陸奥国内	5,000	有馬出雲守豊長	近江・武蔵国内	3,000
土岐山城守前	木下内匠延知	豊後鳥越	5,000	永井式部少輔直重	下総国内	3,200

〔「柳営日次記」より作成〕

〔「新編千代田区史」より転載〕

に対する定書では、第一条で、三つの門の開閉時間について、「卯の刻これを開き、酉の刻にこれを閉すべし」とあります。午前六時頃に開き、午後六時頃に閉めよと、そして不審な者は改めるように、とあります。また第三条で、奥向きの面々（將軍の側近）は夜中でもことわり次第通すようにとあります。その他の人はどんな場合も通してはならぬということですね。同じく第八条、「下馬より下乗橋迄召連候人数の儀、別紙書付の通りあい心得らるべき事」とあります。大手門・内桜田門外には下馬札があり、大名たちはどれほど大人数で行列を整えてきても、それより中へは限られた人数しか連れていくことができませんでした。つまり下馬の辺りから大手三の門前の下乗橋まで連れていけるお供の人数は、別紙書付の通りであるといっています。別紙書付は「史料3」に示しました。今は時間がありませんで後で見ていただきたいと思えます。

それから（二）の内曲輪の門番、和田倉門番等十五の門番への定書では、第一条で、門の開閉について、冠木御門は夜中も開けておき、本御門の方は卯の刻（朝六時頃）に開き、酉の刻（夕方六時頃）に閉めよとあります。冠木御門は先ほど申した枅形の二の門（高麗門）、本御門は一の門（櫓門）のことです。ただ、本御門もまったく閉めきりというのではなく、くぐり戸は子の刻（夜中の十二時頃）まで開けておき、往還の者を通してよいと、子の刻になったらこれも閉めるが、ことわり次第通す、不審な者は改めるようにとあります。これらの門の通行は大手門、内桜田門や西の丸大手門よりゆるやかであったことが分かります。但し第三条に「女の儀、酉の刻よ



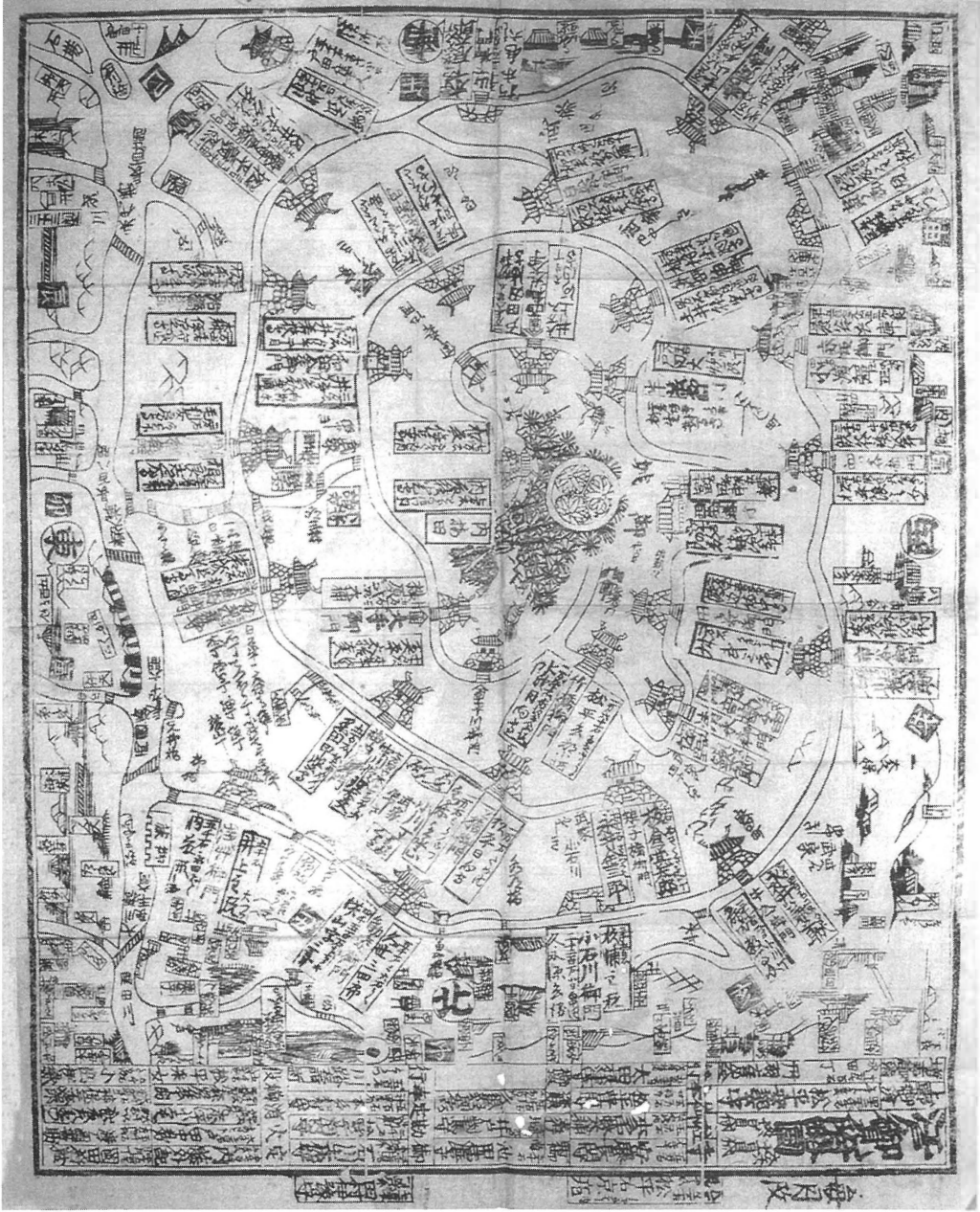


図4 「江戸御見附略図」(87200073)

表3 「江戸御見附略図」に見る門番

門	門番	石高(万石)	身分	屋敷
①大手御門	奥平大膳大夫昌服	100,000	豊前中津藩主	木挽町汐留
	榊原式部大輔政恒	150,000	越後高田藩主	一橋外
②内桜田御門	内藤能登守政義	70,000	日向延岡藩主	虎ノ門内
	松平伊豆守信古	70,000	三河吉田藩主	呉服橋内
③西丸大手御門	戸田因幡守忠明	77,850	下野宇都宮藩主	浅草新寺町
	井上河内守正直	60,000	遠江浜松藩主	浜町
④竹橋御門	松平兵部少輔乘謨	16,000	三河奥殿藩主	麻布龍土
	水野日向守勝進	18,000	下総結城藩主	赤坂南部坂
⑤清水御門	岡部勘解由	4,500	寄合	しぶや
	佐野欽一郎	4,000	寄合	浜町
⑥田安御門	渡辺備中守章綱	13,520	和泉伯太藩主	永田町
	林武三郎忠交	10,000	上総請西藩主	蠣殻町
⑦半蔵御門	戸田大炊頭忠文	11,000	下野足利藩主	小川町
	柳生対馬守俊順	10,000	大和柳生藩主	増上寺裏門前
⑧外桜田御門	植村出羽守家保	25,000	大和高取藩主	芝切通し
	土井能登守利忠	40,000	越前大野藩主	筋違橋内
⑨日比谷御門	一柳兵部少輔頼紹	10,000	伊予小松藩主	愛宕下
	京極老岐守高琢	10,000	讃岐多度津藩主	麻布六本木
⑩馬場先御門	石川重之助総管	20,000	常陸下館藩主	外桜田
	丹羽長門守氏中	10,000	播磨三草藩主	外桜田
⑪和田倉御門	井伊兵部少輔直経	20,000	越後与板藩主	向柳原
	永井若狹守直幹	10,000	大和新庄藩主	麴町一丁目
⑫雉子橋御門	板倉甚太郎	8,000	寄合	浅草福富町
	永井金三郎	7,000	寄合	鮫ガ橋
⑬一橋御門	松平日向守直春	10,000	越後糸魚川藩主	溜池
	高木主水正正坦	10,000	河内丹南藩主	虎ノ門
⑭神田橋御門	中川修理大夫久昭	70,440	豊後岡藩主	鉄砲洲
	黒田甲斐守長元	50,000	筑前秋月藩主	芝新堀
⑮常盤橋御門	分部若狹守光貞	20,000	近江大溝藩主	愛宕下
	岩城但馬守隆永	20,000	出羽亀田藩主	小石川門内
⑯呉服橋御門	相良志摩守長福	22,100	肥後人吉藩主	愛宕下
	毛利安房守高泰	20,000	豊後佐伯藩主	愛宕下
⑰鍛冶橋御門	森伊豆守俊滋	15,000	播磨三カ月藩主	行人坂上
	松平淡路守定性	15,000	因幡新田藩主	鉄砲洲十間町
⑱数寄屋橋御門	松平鑄之丞	5,500	寄合	永田町
	酒井求次郎	5,000	寄合	四番町

## 江戸城門の内と外

門	門番	石高(万石)	身分	屋敷
⑱山下御門	木下辰太郎	3,000	寄合	六番町
	朽木亀六率綱	3,015	寄合	青山御掃除町
⑳幸橋御門	遠山美濃守友詳	10,021	美濃苗木藩主	芝新堀将監橋通
	新庄亀次郎直虎	10,000	常陸麻生藩主	新大橋
㉑虎ノ御門	近藤主税	4,300	寄合	神田橋外
	巨勢十左衛門	5,000	寄合	加賀屋敷
㉒赤坂御門	菅谷兵庫	4,500	寄合	元山王三けんや
	小濱弾正	4,000	寄合	本所
㉓四谷御門	渋谷槍次郎	3,000	寄合	牛込門内
	松平浪之介	3,000	寄合	浅草
㉔市谷御門	安藤裕次郎	3,000	寄合	大久保
	石川楨之助	3,000	寄合	三田古川町
㉕牛込御門	永井兼之助	3,400	寄合	鮫ガ橋
	蒔田数馬助広甫	3,700	寄合	小川町
㉖小石川御門	杉浦主税	3,500	寄合	小石川
	久永源兵衛	3,200	寄合	小日向中の橋
㉗筋違御門	久世三四郎	5,000	寄合	三田
	横山鋤三郎	4,500	寄合	もちの木
㉘浅草御門	井上主殿	5,000	寄合	大塚
	内藤鋤之丞	5,000	寄合	永田馬場
㉙浜大手御門	戸田隼人	5,000	寄合	麻布
	水野監物	5,700	寄合	飯田町九段坂
㉚西御番所	富田中務	7,000	寄合	柳原松井町
	阿部鍵次郎	6,000	寄合	麹町七丁目

注1. この表は「江戸御見附略図」の記事をもとに、『江戸幕府大名武鑑編年集成』『江戸幕府役職武鑑編年集成』『改訂増補大武鑑』『江戸幕府人名事典』『旗本家百科事典』等を参考にして作成した。

注2. 時期は特定できないが、記載役職の任免日によれば、上限は嘉永7年(1854)閏7月22日、下限は安政2年(1855)7月朔日である。また清水御門番岡部勘解由の子中務が安政2年3月26日に家督相続しており、この日以前のものと知れる。

り卯の刻迄、手形を取り、あい通すべし」、不審な者は改めよ、とあります。女は午後六時から朝六時まで通行が制限されており、通行するには手形が必要であったことがわかります。それから第十六条に、「諸勸進巡礼体の者」、物乞いをする巡礼風の者や、髪結（かみゆい）とかか食は一切通してはならない、それから「から尻馬」とか「あぶ附馬」という、人と手荷物に乗せる馬に乗った者は、門を出入りするときには、降ろして通すこと、また第十七条で、「牛車八申すに及ばず、地車たりといふ共」、地車とは人が引く荷車でしょうか、往来とも橋の上は一切通してはならない、但し土橋はよいとあります。

それから（四）の外曲輪の門番、幸橋門等十一の門番に対する定書では、最初の箇条に、冠木御門も本御門も昼夜共に開けておき、往還の男女を滞りなく通すようにとあります。不審者は別として。

ということ、門番の勤め方から見て、一番警備が厳しいのは江戸城に入る大手門、内桜田門、西の丸大手門で、夜は門が閉じられ、奥向きの者以外は通行できない。内曲輪の門の規制はこれに次ぎ、女性は手形がないと夜通行できない、から尻馬などに乗ったまま通行できないなどの決まりがあったのに対し、外曲輪の門についてはまったく緩やかであったということがわかります。

さて門番は、二人ずつですが、一〇日目毎、交代で勤務していました（史料4）。大名・旗本の勤役ですが、門によって格式が違い、用意する武器や人数も違っていました。それは表4と（史料5）に示しましたので、後でご覧下さい。

また門番役の大名・旗本が実際に門の守衛をしていたわけではありません。その家臣や、「人宿」という人材派遣業者から雇い入れた人々が警備していたのです。ただ將軍が外出する時には、門番役の大名・旗本が門の側で挨拶をしなければならぬ決まりになっていました。しかし（史料6）『御触書天明集成』一七七九）などを見てみますと、將軍の御成の時、門番大名たちは具合が悪くなりまして、門に詰めないんですね。そこで幕府は度々お触れを出し、具合が悪くても少々の時には押しでもでてくるようにとか、相番も病氣だといけれども両人とも断るといのは困るなどと、何度も触れ出しています。門番役といっても、大名自身はほとんど出ることではなく、將軍の御成の時だけしぶ出ていった様子が窺えます。

ほかにどうしても出ていかなければならないのは火事の時ですね。特に御曲輪内の出火の場合には早速番所に出るようにと定められていました。御曲輪外の場合などは、門番二人の内、非番の方はどうやら様子を見て出たようです。万一御目付衆から非番の者が番所に出てきているかどうか尋ねられたときには、当番の門番は適当に返事をし、早速非番の家来へ知らせることが内々に取り決められていたようです（史料7）。なお史料3・4・5・7は当館に所蔵されております「江戸城大手勤向控<sup>（ていめいしむひかえ）</sup>」という史料に拠っています。このほか江戸城が火事になった場合の火消の制度との関係等はオムニバス講座で高山慶子さんがお話になったので、ここでは省略いたします。

表4 門番の格式と人数

番号	門	格	人数(人)				
			給人	侍	足輕	中間	合計
①	浅草橋	旗本 5000~万石					
②	筋違橋	旗本 5000~万石					
③	小石川	旗本 3000~万石					
④	牛込	旗本 3000~万石					
⑤	市谷	旗本 3000~万石					
⑥	四谷	旗本 3000~万石					
⑦	喰違	二丸留守居					
⑧	赤坂	旗本 3000~万石					
⑨	虎	旗本 5000~万石					
⑩	幸橋	外様 1万石余	4	2	25	20	51
⑪	山下	旗本 3000~万石					
⑫	浜大手	旗本 5000~万石					
⑬	数寄屋橋	旗本 5000~万石	4	2	25	20	51
⑭	鍛冶橋	外様 1万石余	4	2	25	20	51
⑮	呉服橋	外様 2万石余	4	2	25	20	51
⑯	常磐橋	外様 3万石以上	4	3	27	23	57
⑰	神田橋	外様 7万石 (国持分家は3万石以下)	5	3	35	27	70
⑱	一橋	譜代 2万石以下	4	2	25	20	51
⑲	雉子橋	旗本 5000~万石					
⑳	清水	旗本 5000~万石					
㉑	田安	譜代 1万石	4	2	25	20	51
㉒	半蔵	譜代 1万石余	4	2	27	23	57
㉓	外桜田	譜代 3~5万石 (外様に準ずる家)	5	3	35	27	70
㉔	日比谷	外様 1万石余	4	2	25	20	51
㉕	馬場先	譜代 2~3万石	4	2	25	20	51
㉖	和田倉	譜代 2~3万石	4	3	27	23	57
㉗	大手	譜代 10万石	20	5	100	50	175
㉘	平河	先手組与力同心					
㉙	竹橋	譜代 1万石	4	2	25	20	51
㉚	内桜田	譜代 6~7万石	10	5	50	50	115
㉛	坂下						
㉜	西丸大手	譜代 6~10万石	10	5	50	50	115

江戸東京博物館編図録『参勤交代』より転載  
格は天保8・10(1837・39)刊「殿居囊」、人数は  
「教令類纂」所収の正徳3年(1713)の規定による。

## 城門の内と外

さて、これら江戸城の内曲輪・外曲輪の城門は、江戸のランドマークとしての意味・役割も持っていたのではないかと思います。ひとつには住所表示の役目を果たしていました。武家の屋敷地には実は町名がないんですね、町名があるところは町人地なんです。番町では旗本屋敷が軒を連ねておりましたけれども、番町は通称です。正式な名称と言うのではない。住所表示に困るわけですが、それがどういうふうに表示されていたかというと、図5をご覧ください。文政十三年(一八三〇)の大名武鑑です。武鑑というのは民間の本屋さんが発行する大名や旗本の名鑑ですけれども、その大名武鑑に記された住所表示はご覧のところ(矢印のところ)です。「上」とありま

すね、これは上屋敷と言う意味です。下総古河藩主の土井大炊頭利位、この大名は老中も勤めた人ですが、その上屋敷は「呉服橋の内」にあるということです。呉服橋門内です。その次の三河刈谷藩主の土井金三郎の「上」屋敷は「赤坂御門内」にあるというわけです。それから次の越前大野藩主の土井能登守利忠の「上」屋敷は「筋違橋の内」というように、門内、門外、門や橋の内側であるとか外側であるとかが武家屋敷の住所表示の役割を果たしていたということです。幕末に井伊大老が、井伊直弼が水戸の浪士のために暗殺された桜田門外の変とか、老中安藤信正が襲われた坂下門外の変などと、門内とか門外といえは、当時誰でも分かったのでしょうか。最後に、この絵は、明治五年(一八七二)頃の筋違橋の門の内

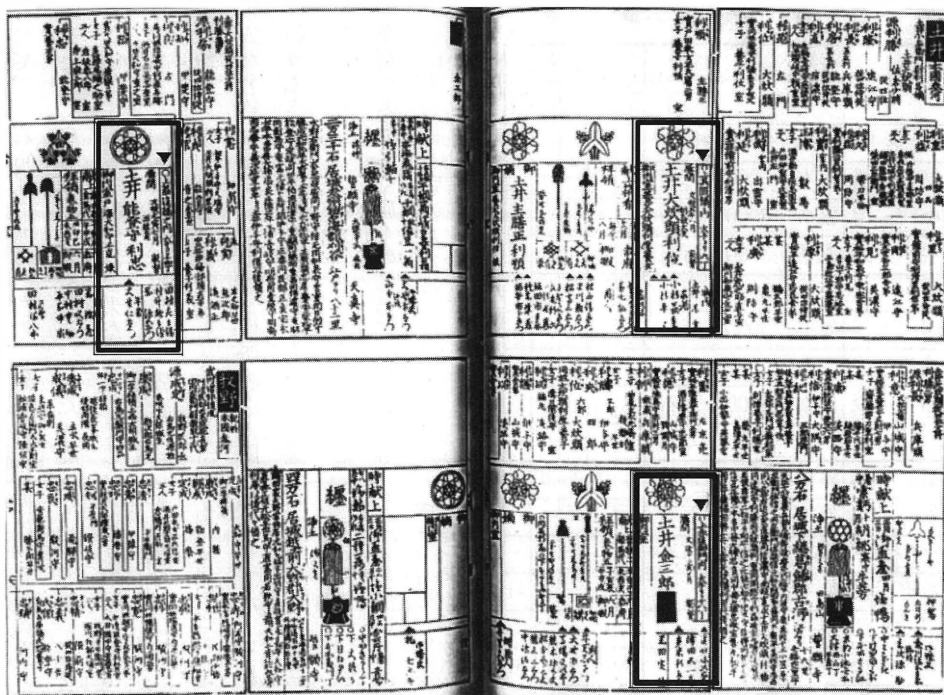


図5 深井雅海・藤實久美子編『江戸幕府大名武鑑編年集成』所収、文政十三年武鑑

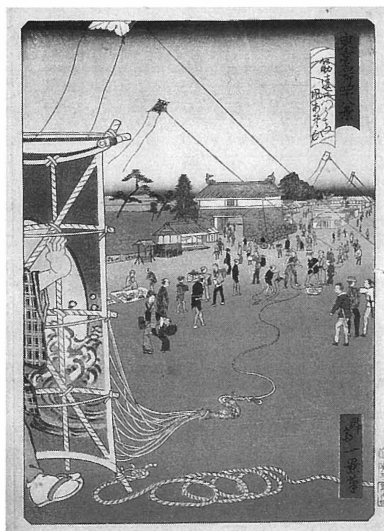


図6 「東京名所四十八景」のうち「筋違御門うち凧あそび」

の様子を描いた絵で、「東京名所四十八景」の一枚です(図6)。これを見ますと、門の内外は広場になっておりまして、そこには、莫塵をひいて物を売っている人の姿や、子供達が凧を揚げている様子が描かれています。まだこの時期には番屋も残っておりますし、高札場もあります。明治五年頃には江戸の風景がそのまま残されていたことが分かる絵です。江戸時代、門の内外は火除け地、延焼を防ぐための空閑地で、物売りの人がいたり、子供達が遊んだりしている広場で、いつも多くの人で賑わっていたと思われれます。そうしたことから城門は誰もが知っている江戸のランドマークだったと言えるのではないかと思います。

おわりに

大分時間をとってしまいましたが、おわりにもう一言、江戸後期、

どこまでが御府内、すなわち江戸の範囲かということを決めなければいけなくなつて、文政元年（一八一八）幕府の評定所の評議により、絵図の朱引きの内側を御府内とすることが公式見解として示されたわけですけれども、元来、江戸は郭の内外で区別されており、その後市街地が広がつて、町奉行の支配地にも変更があり、御府内の範囲が曖昧になつていったということではなかつたかと思ひます。つまり江戸の範囲はどこまでかという問題は、江戸の成り立ちから見ていつて、それが変化していく経過を考へていく必要があるのではないか、つまり江戸城の存在を視野に入れて、その城下が、内曲輪から外曲輪へ、そしてさらにその外側へと広がつていく過程として見ていく必要があるのではないかと思ひます。

今後の課題としては、幕末動乱期の城門の警備はどうであつたか、門番の制度はどの様に機能したか、あるいはしなかつたのかなど、いろいろ残されておりますが、近代になつて門が撤去されていく過程などは原さんの方のお話でつないでいただきたいと思つております。私の報告は以上で終わりにします。

## 〔史料1〕

○榎原主計頭〔割註〕七十一歳。「幼年の頃、己の師にて懇意にいたし能勢河内守某狂狼なる人にぞありけり。ある執政の人（正）参り夜更るまで話いたし居候ま、飯田町辺は物窓（物カ）なり、はや帰り候へと申されしに、丸の内こそ物窓なれ、其余のところは物窓ならずと申せしかば、彼の人不思議におもひ、何故と申されしに、丸の内には盜賊多し、夫故と答ける。丸の内の盜賊あるべうもあらずと申せしかば、しからず、昼も横行に歩行おそろしき事の由申せしかば、かゝること火附盜賊改のものよりも申出ず、疑敷ことよしと被<sub>レ</sub>申候得ば、君はいまだしろしめさずや、かくのたもふ御人よりしてものとりにて、其余至て横行なる盜賊多しと申せしよし、よくこそ申し候ひぬ。狂直のこと驚入ぬ。〔割註〕此話六月九日御勘定所にて主計申せしに、大草能登傍より、その人は有徳院様の御小納戸なりと申たり。」

〔遊芸園隨筆〕〔『日本隨筆大成』23〕

## 〔史料2〕

八四七 享保六丑年閏七月

(一)

内曲輪御門御定書

定

一御門立明之儀、卯之刻開之、酉之刻可閉之、不審成者有之は、可相改事

一番代之節、御門之扉不殘致明立、改候て、請取渡仕候様ニ可被申付候、若明立不自由候ハ、其段御留守居中ニ可被申達事

一奥向之面々帳面之通、夜中ニても斷次第、無滯可被相通事

一御成御道筋之節、當番煩差合之時、家來計其儘相勤させ、不及差替候、但火事急事之節は、差合ニても無構、御番所ニ可被相詰事

一不時ニ御番所邊 御成之御沙汰有之候共、人留申付候儀、堅無用ニ候、御先拂之御歩行えとくと承届、其上ニて人留可申付事

附り、火事之節ハ、猶以前廉ニ人留中間敷候、御道筋之外、御道筋見え懸り之分ハ人留中間敷事

一在宿之節、不時ニ御番所邊 御成之御沙汰有之候共、御番所ニ被出候ニ不及事

一御城近所之火事且亦風烈敷、大火ニ候は、御番所ニ可被出候、御城近所出火之時、非番方ハ火防候用意ニて可被相詰候、其外向寄違候出火之節ハ、被詰候ニ不及事

一下馬より下乗橋迄召連候人數之儀、別紙書付之通可被相心得事

一下馬并御番所近所ニて喧嘩口論有之候は、番之輩早速罷出取計、雙方留置、御目付中ニ申達、可受差圖候、病人怪我人有之時ハ、養生爲致候様ニ可被申付事

一御堀え人落候時は、早々引揚候様に可被申付事

一縦御役人たりといふ共、故なくして御番所ニ立寄すへからず、并藥湯水之外ハ、一切出すへからざる事

一火之元大切之事候間、御番人食物之外、一切拵置へからざる事

一於御番所縦御用之儀と申といふ共、何様之物にても、一切借渡す

間敷事

一御門并御番所其外破損無之様ニ心を附可申候、尤破損有之ハ、其趣御留守居中ニ早速可被相達事

一御門御番所等之屋根草を取、土居之草折々刈候様ニ可被申付候、但渡り矢倉屋根塀屋根ニ草有之ハ、御目付中ニ可被達候、且亦水やり惡敷所ハ、水不溜様に可被申付事

一御門并御番所柱根土臺え土不掛様ニ仕、御門廻り請取之場所は不及申、勝手廻り迄、常々無油斷掃除可被申付事

附り、水打候節、柱根并土臺え水掛さる様可被申付事

一御留守居中、御目付中被申渡候儀、違背無之様ニ可被申付事  
右條々、堅可相守者也

享保六年閏七月 和泉守

山城守

河内守

大手御門

内櫻田御門 番中

西丸大手御門

(11)

定

一冠木御門ハ夜中も開置、本御門ハ卯刻開之、酉刻可閉之、但く、りハ子刻迄開置、往還之者可通之、子刻より閉置、斷次第開之、可通之、不審成儀有之ハ、可相改事

一番代之節、御門之扉不殘致明立、改候て、請取渡仕候様ニ可被申



付候、若明立不自由候ハ、其段御留守居中ニ可被申達事

一 女之儀、酉之刻より卯之刻迄、手形を取可相通、但不審成儀於有之ハ、可改之事

一 御成御道筋之節、當番煩差合之時、家來計其儘相勤させ、不及差替候、但火事急事之節は、差合ニても無構、御番所ニ可被相詰事

一 不時ニ御番所邊 御成之御沙汰有之候共、人留申付候儀堅無用ニ候、御先拂之御歩行えとくと承届、其上ニて人留可申付事

附り、火事之節ハ、猶以前廉ニ人留申間敷候、御道筋之外、御道筋見え懸り之分ハ人留申間敷事

一 在宿之節、不時に御番所邊 御成之御沙汰有之候共、御番所ニ被出候ニ不及事

一 御城近所之火事且亦風烈敷、大火ニ候ハ、御番所ニ可被出候御番所近所出火之時、非番之方ハ火防候用意ニて可被相詰候、其外向寄違候出火之節ハ、被詰候ニ不及事

一 御番所近所ニて喧嘩口論有之ハ、番之輩早速罷出取計、雙方留置、御目付中ニ申達、可受差圖候、病人怪我人有之時は、養生爲致候様ニ可被申付事

一 御堀え人落候時は、早々引揚候様ニ可被申付事

一 縦御役人たりといふ共、故なくして御番所ニ立寄すへからず、并薬湯水之外ハ、一切出すへからざる事

一 火之元大切之事候間、御番人食物之外、一切拵置へからざる事

一 於御番所縦御用之儀申といふとも、何様之物ニても、一切借渡す間敷事

一 御門并御番所其外破損無之様ニ心を附可申候、尤破損有之ハ、其趣御留守居中ニ早速可被相達事

一 御門御番所等之屋根草を取、土居之草折々苅候様ニ可被申付候、但渡り矢倉屋根堀屋根ニ草有之ハ、御目付中ニ可被達候、且又水やり惡敷所は、水不溜様に可被申付事

一 御門并御番所柱根土臺ニ土不掛様ニ仕、御門廻り請取之場所は不及申、勝手廻り迄、常々無油斷掃除可被申付事

附、水打候節、柱根并土臺ニ水かけざる様可被申付事

一 諸勸進順禮體之者髮結乞食一切通し申間敷候、から尻馬并あふ附に乗候もの、出入ともにおろし候て、通し可申事

一 牛車ハ不及申、地車たりといふ共、往來共橋之上一切通し申間敷候、但、土橋之上通候儀は不苦事

一 御留守居中、御目付中被申渡候儀、違背無之様ニ可被申付事

右條々、堅可被相守者也

享保六年閏七月

和泉守

山城守

河内守

和田倉御門番中

外櫻田 神田橋

常磐橋

馬場先 日比谷

半蔵

田安 竹橋

呉服橋

一ツ橋 鍛冶橋

數寄屋橋

清水口 雉子橋

(三)

右同文言、

右之定書、今度内曲輪御門番所之相渡候條、其旨存、

於御番所可入品を、堅可相守者也

享保六年閏七月

和泉守

山城守

河内守

濱御殿御門番中

馬場曲輪番中

(四)

外曲輪

定

一冠木御門本御門晝夜共二開置、往還之男女無滯可相通之、但不審

成儀有之ハ、可改事

一番代之節、御門之扉不殘致明立、改候て、請取渡仕候様ニ可被申

付候、若明立不自由ニ候ハ、其段御留守居中ニ可被申達事

一御成御道筋之節、當番煩差合之時、家來計其儘相勤させ、不及差

替候、但し火事急事之節は、差合ニても無構、御番所ニ可被相話事

一不時ニ御番所邊 御成之御沙汰有之候共、人留申付候儀堅無用ニ

候、御先拂之御歩行へとくと承届、其上ニて人留可申付事

附り、火事之節は猶以前廉人留申間敷候、御道筋之外御道筋見

え懸り之分ハ人留申間敷事

一在宿之節、不時ニ御番所邊ニ 御成之御沙汰有之候共、御番所ニ被出候ニ不及事

一御城近所并御番所近キ火事且又風烈敷、大火ニ候ハ、御番所ニ可被出候、御番所近所出火之時、非番方ハ火防候用意ニて可被相

詰候、其外向寄違候出火之節ハ、被詰候ニ不及事

一御番所近所ニて喧嘩口論有之ハ、番之輩早速罷出取計、雙方留置、

御目付中ニ申達、可受差圖候、病人怪我人有之時は、養生爲致候

様ニ可被申付事

一御堀え人落候時ハ、早々引揚候様ニ可被申付事

一縦御役人たりといふ共、故なくして御番所ニ立寄すへからず、并

薬湯水之外ハ、一切出すへからざる事

一火之元大切之事情間、御番人食物之外、一切拵置へからざる事

一於御番所縦御用之儀申といふ共、何様之物ニても、一切借渡す間

敷事

一御門并御番所其外破損無之様ニ心を附可申候、尤破損有之ハ、其

趣御留守居中ニ早速可被相達事

一御門御番所等之屋根草を取、土居之草折々蒞候様ニ可被申付候、

但渡り矢倉屋根堀屋根草有之は、御目付中ニ可被達候、且又水や

り悪敷所は、水不溜様に可被申付事

一御門并御番所柱根土臺え土不掛様ニ仕、御門廻り請取之場所は不

及申、勝手廻り迄、常々無油斷掃除可被申付事

附、水打候節、柱根并土臺え水かけざる様可被申付事

一御留守居中、御目付中被申渡候儀、違背無之様可被申付事

右條々、堅可被相守者也

享保六年閏七月

和泉守

山城守

河内守

幸橋

山下御門

虎御門

芝口

赤坂

市ヶ谷

四ッ谷

牛込

小石川

筋違

淺草

〔御触書寛保集成〕

〔史料3〕

○下馬より下乗之橋迄召連人数之覺

一侍

六人或五人或四人

一六尺

四人

一挟箱持

式人

一蓑箱持

壹人

右之通可相通之、縦国持大名たりといふ共、此書付之外人数

多通間敷候、以上

享保六年閏七月

大手御門番中

〔江戸城大手勤向控〕

〔史料4〕

○大手御門番中相定之覺

尤享和元酉年七月廿九日奥平大膳大夫殿より到

来之讓書写

一御番所十日目ニ可致内代候

一平日者御老中登城以後可致内代候、出仕日者下馬立番等引次第

可致内代事

一上野・増上寺・紅葉山御成之日内代当日ニ候者、還御以後可致

内代事

一内代当日遠御成御座候者、定日可致内代事

一公家衆御対顔御返答之節者、退出以後可致内代候、御馳走御能

御座候者、翌日可致内代候、惣而七時過候者翌日可致内代候

一内代当日出火有之、登城之方茂御座候者、火鎮候之以後可致内

代候、代り之時刻出火候ハ、御番所勤方入候程之火事候ハ、

渡方ニ而諸事相勤、火鎮候ハ、可致内代候、但晚方七時過候ハ、

翌日可致内代候、地震甚雷之節茂御番所勤方入候程之儀者、登城

之方退出已後可致内代事

一詰越之節、一日之儀者不及返番、二日・三日茂詰越候者可致返番事

当番中

〔江戸城大手勤向控〕

〔史料5〕

○大手御門

覚

一 番頭

一人

一 侍

八人

一 歩行侍

三人

一 弓

拾張 外ニ持弓式張

一 鉄砲

式拾挺 外ニ持筒式挺

一 長柄

式拾本

右之通可被相勤候、已上

亥十二月日

大手御門番中

〔江戸城大手勤向控〕

〔史料6〕

一七七九 安永八亥年十二月

御鷹野之外御作法之

御成之節、御「門」番之面々、御門番所

え相詰候筈之處、近來斷多有之候、繁々も無之儀ニ候處、氣色之

事ニは候得共、少々之儀は押候ても可被相詰儀ニ各存事候

右之趣、延享二丑年相達候處、又々近來斷多、相番も病氣之由ニ

て、兩人共被相斷候衆も多有之候、先年も相達候通、病氣之事ニ

は候得共、適々之儀ニ候得は、押候ても被相詰、是非難相詰節は、

可成たけ相番より助合候様可被致候

右之通、可被相觸候

十二月

〔史料7〕

覚

一 御曲輪内出火候者、早速御番所江可罷出事

一 御曲輪外ニ而茂風烈敷節者 御城内風上ニ出火候ハ、見届、早速

可罷出候、尤大火之節者風脇ニ而茂可罷出事

一 遠火 御曲輪外ニ而茂、御老中登 城候ハ、可罷出候、尤左程之

儀ニ茂有之候ハ、大手より注進を相待候而者遅参ニ罷成候間、手

前之遠見より方角相考、途中迄罷出、様子見合可致進退事

一 遠火ニ而茂及大火候者、乍見分御番所江可罷出事

一 火事遠方又者近方共早速相鎮候者罷出間敷事

一 当番之節、遠方江者罷出申間敷候、尤上野・増上寺江参詣、或者

無扨用事ニ而致他行候節、相互ニ頼合、用事相済次第致帰宅候節、

可及案内事

非番中

覚

一 御曲輪内出火候者、早速罷出、新馬建之方罷在当番江案内可申遣

候、尤 御城内当番之御目付中江も案内可申遣事

一 万一出火之様子により従当番先江罷出候ハ、御届之儀者当番申

談之上可相届候、猶又可依時宜事

〔御触書天明集成〕

一 御曲輪外出火候者、先者罷出間敷候、罷出可然様子候ハ、当番より使遣、罷出可然訳申来候ハ、可罷出事

一 出火之節、御目付衆より御番所江非番之者罷出候哉と当番江尋来候ハ、其節当番宜返答申遣、早速非番江其趣家来方迄為相知可申事

一 火事大駭之儀候ハ、非番者見合、罷出間敷事

一 他出之節、罷出候程之出火候者、先家来計指遣、自分者先より直ニ場所江可罷出事

右申合之書附大手御門番御免之節、交代之先江此書面早速可

相讓候

猶合番時宜之申合者格別ニ候事

宝曆二壬申年九月

〔江戸城大手勤向控〕